

指摘事項（文書・口頭）	根拠法令等
<p>1. 運営の基準に該当すること</p>	
<p>居宅サービス計画における、長期目標と短期目標の期間が同一の利用者や、長期目標と短期目標の内容が酷似している利用者がいたため、改めること。</p>	/
<p>居宅サービス計画作成後にサービス担当者会議が開催されている利用者が見受けられるため、一連のケアマネジメントプロセスを適切に行うこと。</p>	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>【厚令 38 号第 13 条 9 号】</p>
<p>医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けるにあたり、主治の医師等の指示を確認できないものがあるため、指示を確認すること。</p>	<p>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。</p> <p>【厚令 38 号第 13 条第 19 号】</p>
<p>軽度者の福祉用具貸与について、主治の医師等の指示を確認できないものがあるため、指示を確認すること。</p>	<p>介護支援専門員は、軽度者で調査票の基本項目に該当のない（利用者等告示第 31 号のイ）利用者が指定福祉用具貸与を希望している場合、その他必要な場合には、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>【厚令 38 号第 13 条第 22 号】</p> <p>【老企第 36 号第 2 の 9 (2)】</p>